

○八千代市重度重複障害者受入通所施設運営補助金交付要綱

制定 平成30年 3月30日告示第113号

改正 令和 3年 3月29日告示第126号

令和 3年 7月16日告示第233号

令和 6年 3月28日告示第146号

(趣旨)

第1条 この要綱は、重度重複障害者に対し生活介護、児童発達支援及び放課後等デイサービスを提供する事業所が適正な通所施設の運営に加え、重度重複障害者の容態等を鑑みた体制の確保を行うために必要な経費に対し補助金を交付することに関し、八千代市補助金等交付規則（平成17年八千代市規則第43号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 重度重複障害者 次のいずれにも該当する者をいう。

ア 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条第1項に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条第1項に規定する知的障害者更生相談所が最重度又は重度の知的障害者と判定した者であること。

イ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受け、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める1級又は2級の障害のある者であること。

ウ 主治医、かかりつけ医等の指示（書面により、その指示内容が明らかとされているものに限る。）により看護職員が行うことが望まれる行為が必要と判断されるものであること。

(2) 重度重複障害者等 重度重複障害者及びその保護者をいう。

(3) 生活介護 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第

5 条第 7 項に規定する生活介護をいう。

- (4) 児童発達支援 児童福祉法第 6 条の 2 の 2 第 2 項に規定する児童発達支援をいう。
- (5) 放課後等デイサービス 児童福祉法第 6 条の 2 の 2 第 3 項に規定する放課後等デイサービスをいう。
- (4) 生活介護事業所等 生活介護，児童発達支援又は放課後等デイサービス（以下「生活介護等」という。）の事業を行う事業所のうち，社会福祉法人等（社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 22 条の社会福祉法人，特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 2 条第 2 項の特定非営利活動法人，一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）に規定する一般社団法人及び一般財団法人並びに医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 39 条第 1 項に規定する医療法人をいう。）をいう。
- (7) 看護職員 保健師（看護師免許を有する者に限る。），看護師及び准看護師をいう。
- (8) 常勤換算方法 生活介護事業所等の職員の員数を常勤の職員の員数として換算する方法として，第 5 条に規定する算定方法を用いた換算方法をいう。
- (9) 介護給付費等 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 18 年厚生労働省告示第 523 号）に規定する人員配置体制加算，常勤看護職員等配置加算等をいう。
- (10) 障害児通所給付費等 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成 24 年厚生労働省告示第 122 号）別表障害児通所給付費等単位数表第 1 の 1 の注 8 又は同表第 3 の 1 の注 7 に規定する加算，看護職員加配加算等をいう。
- (11) 補助対象期間 1 年度間における，次のいずれも満たしている月間をいう。
 - ア その月の初日に看護職員が在籍していること。
 - イ その月の初日から末日までの間に看護職員の在籍していない日がない

こと。

- (12) 補助対象期間利用者数 生活介護事業所等が生活介護等を提供した重度重複障害者の延べ人数をいう。
- (13) 補助対象期間定員数 生活介護事業所等が通所施設において1日に生活介護等を提供することができる重度重複障害者の人数に、当該通所施設の開所日数を乗じて得た人数をいう。
- (14) 補助対象期間利用率 補助対象期間利用者数を補助対象期間定員数で除して得た割合をいう。

(補助事業等)

第3条 補助金は、次のいずれにも該当する生活介護事業所等に対して交付する。

- (1) 本市において生活介護等の提供を行っていること。
 - (2) 障害者総合支援法第36条第1項又は児童福祉法第21条の5の15第1項の規定による指定を受けていること。
 - (3) 本市に住所を有し、かつ、住民基本台帳に記録されている重度重複障害者に対する生活介護等の利用契約を交わしていること。
 - (4) 通所施設に配置する看護職員の人数が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）又は児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）（以下「人員等基準」という。）で定める基準を超え、かつ、常勤換算方法により算出した当該看護職員の人数から人員等基準に基づき配置する看護職員の人数を減じた人数（ただし、人員等基準に基づき看護職員の配置を要しない場合は、当該看護職員の人数）が当該通所施設において1日に生活介護等を提供することができる重度重複障害者の人数1人に対して0.4人以上であること。
- 2 補助金の交付の対象となる事業は、重度重複障害者に対し次の各号のいずれをも行う事業（以下「補助事業」という。）とする。
- (1) 重度重複障害者に対して生活介護等を提供すること。
 - (2) 重度重複障害者の容態等に応じ、主治医、かかりつけ医等の指示書のも

と看護職員が当該指示書に基づいた処置を行い、又は当該処置が可能となる人員体制を敷いていること。

（補助対象経費）

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、生活介護事業所等が補助事業を遂行するために人員等基準を超えて看護職員を配置するために必要な人件費とする。

2 前項に規定する人員等基準を超えて配置した看護職員の人数は、常勤換算方法により算出した人数で、生活介護事業所等が通所施設において1日に生活介護等を提供することができる重度重複障害者の人数を2.5で除して得た人数（その人数に小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てた人数（その人数が2人を超えるときは、2人））までを補助対象経費とする。

（常勤換算の算定方法）

第5条 常勤換算方法は、補助事業の対象となる事業所の従業員の勤務延べ時間数を当該事業所において常勤の従業員が勤務すべき時間数で除する方法とする。

2 前項の常勤の従業員が勤務すべき時間数について、その時間数が32時間未満となる場合は、当該常勤の従業員が勤務すべき時間数を32時間として同項の常勤換算方法に用いるものとする。

3 年次有給休暇、病気休暇等の特定の休暇、出張等を理由として事業所を不在としていた日の従業員の勤務延べ時間数は、常勤換算方法に用いない。

4 前項の規定にかかわらず、年次有給休暇、病気休暇等の特定の休暇、出張等を理由として事業所を不在としていた日について、これらの日が暦月で連続して1月以上とならない場合は、不在としていた時間数を従業員の勤務延べ時間数から控除しない。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、第1号に規定する額と第2号に規定する額とを比較して少ない方の額に、補助対象期間利用率に別表に掲げる修正率を除いたものを乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額）とする。ただし、当該算出額が5,280,000円を超える場合は、補助金の額は、5,280,000円とする。

- (1) 補助対象期間に重度重複障害者が1名以上通所した日数に9,825円を乗じて得た額に、第4条第2項により算出した人数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）
- (2) 補助対象期間に実際に支出した補助事業に係る看護職員の人件費を常勤換算方法で算出した看護職員の数で除して得た額から人員等基準を超えて看護職員を配置したことにより得られる介護給付費等又は障害児通所給付費等、補助金その他の収入（本補助金を除く。）を控除した額に、第4条第2項により算出した人数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）
（交付申請書等）

第7条 規則第3条第1項の申請書は、八千代市重度重複障害者受入通所施設運営補助金交付申請書（第1号様式）によるものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 補助対象事業所の生活介護事業所等としての指定通知の写し
- (4) 看護職員の雇用契約書
- (5) 補助対象事業所に勤務する看護職員の勤務形態及び常勤換算後の人数を確認することができる書類の写し
- (6) 補助対象事業所に勤務する看護職員の資格証の写し
- (7) 申請する年度に属する月ごとの開所予定日を確認できる書類の写し
- (8) 就業規則その他の補助対象事業所の職員の勤務時間を確認することができる書類の写し
- (9) 重度重複障害者の一覧、補助対象事業所と重度重複障害者等の間で契約した契約書及び主治医、かかりつけ医等の指示に基づく行為を行うことについて同意したことを確認できる書類の写し
- (10) 主治医、かかりつけ医等の指示書
- (11) 八千代市重度重複障害者受入通所施設運営補助金所要額調書（第2号様式）
- (12) その他市長が必要と認める書類

(補助の条件)

第8条 規則第5条の規定により付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 月別の状況について、その月の翌月15日までに、八千代市重度重複障害者受入通所施設運営補助金月別事業実績報告書（第3号様式）、八千代市重度重複障害者受入通所施設運営補助金実績記録表（第4号様式）及び当該月に係る介護給付費等又は障害児通所給付費等の金額の分かる書類の写しを提出すること。
- (2) 補助事業の内容の変更（市長の定める軽微な変更を除く。）をする場合においては、市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。
- (4) 主治医、かかりつけ医等の指示書の期限の更新又は内容の変更があった場合においては、新たな指示書の写しを提出すること。
- (5) 補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

(決定通知書)

第9条 規則第6条の規定による補助金の交付の可否の決定の通知は、八千代市重度重複障害者受入通所施設運営補助金交付決定（却下）通知書（第5号様式）により行うものとする。

(変更承認申請書等)

第10条 第8条第2号及び第3号の規定により市長の承認を受けようとするときは、八千代市重度重複障害者受入通所施設運営補助金事業変更（中止・廃止）承認申請書（第6号様式）を市長に提出するものとする。

- 2 前項に規定する変更の申請について、補助金の額に変更がある場合は、同項の申請書に加え、八千代市重度重複障害者受入通所施設運営補助金所要額変更調書（第7号様式）も提出するものとする。
- 3 市長は、前2項の規定による申請があったときは、審査の上、速やかに承認の可否を決定し、その旨を八千代市重度重複障害者受入通所施設運営補助金事業変更（中止・廃止）承認（不承認）決定通知書（第8号様式）により通知するものとする。

(実績報告書等)

第 1 1 条 規則第 1 2 条第 1 項の補助事業等実績報告書は、八千代市重度重複障害者受入通所施設運営補助金実績報告書（第 9 号様式）によるものとする。

2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 重度重複障害者の一覧及び利用実績が確認できる書類の写し
- (4) 看護職員名簿及び出勤状況が確認できる書類の写し
- (5) 看護職員との間で交わした直近の雇用契約書の写し
- (6) 給与明細、賃金台帳その他実際に支出した補助対象事業所に勤務する看護職員の人件費の額を確認することができる書類の写し
- (7) 八千代市重度重複障害者受入通所施設運営補助金精算額調書（第 1 0 号様式）
- (8) その他市長が必要と認める書類

(確定通知書)

第 1 2 条 規則第 1 3 条の規定による交付すべき補助金の額の確定の通知は、八千代市重度重複障害者受入通所施設運営補助金交付額確定通知書（第 1 1 号様式）によるものとする。

(交付請求書)

第 1 3 条 規則第 1 5 条の規定による補助金の交付の請求は、八千代市重度重複障害者受入通所施設運営補助金交付請求書（第 1 2 号様式）によるものとする。

(その他)

第 1 4 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和 9 年 3 月 3 1 日限り、その効力を失う。

附 則 (令和 3 年告示第 1 2 6 号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 2 項の改正規定は、公示の日から施行する。

(適用区分)

- 2 この告示による改正後の八千代市重度重複障害者受入通所施設運営補助金交付要綱の規定は、令和 3 年度以後の年度分の補助金に適用し、令和 2 年度分までの補助金については、なお従前の例による。

附 則 (令和 3 年告示第 2 3 3 号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則

(施行期日) (令和 6 年告示第 1 4 6 号)

- 1 この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 2 項の改正規定は、公示の日から施行する。

(適用区分)

- 2 この告示による改正後の八千代市重度重複障害者受入通所施設運営補助金交付要綱の規定は、令和 6 年度以後の年度分の補助金に適用し、令和 5 年度分までの補助金については、なお従前の例による。

(経過措置)

- 3 この告示施行の際現に存するこの告示による改正前の告示の様式の手紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

別表（第 6 条）

補助対象期間利用率の計算結果	修正率
補助対象期間利用率が 7 5 %未満の場合	0 . 7 5
補助対象期間利用率が 7 5 %以上の場合	補 助 対 象 期 間 利 用 率